○農林水産省告示第千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字柵木立五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十八号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を次のように行うこととしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十二日

経済産業大臣　林　幹雄

平成二十八年熊本地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置

（対象者）

第一条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の中欄に掲げる者とする。

（延長後の満了日）

第二条　前条の措置による延長後の満了日は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の下欄に掲げる日とする。

別表

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二十九条第一項の認定により付与された特定権利利益	平成二十八年熊本地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住所を有する者	平成二十八年九月三十日

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市綾織町躺崎四地割九七の一・一〇二の四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、躺崎五地割八四の一一四（次の図に示す部分に限る。）、八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第六条第三項及び第七条の二の規定に基づき、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第六条第三項及び第七条の二の指定する者を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十八年五月十二日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第六条第三項及び第七条の二の指定する者

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三条第一項の登録又は同条第三項の更新の登録により付与された特定権利利益	平成二十八年熊本地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に特定権利利益の対象となる計量器を所在させている者
計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項の指定により付与された特定権利利益	
計量法第百二十一条の二の認定により付与された特定権利利益	
計量法第百四十三条第一項本文の登録により付与された特定権利利益	
計量法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器の検定証印により付与された特定権利利益	
計量法第七十五条第二項の装置検査証印により付与された特定権利利益	
計量法第百四条第一項の基準器検査証印により付与された特定権利利益	

○国土交通省告示第七百三十四号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

附則第三項の表一の項及び同表三のイの項利率欄中「〇・二パーセント」を「〇・一パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十八年四月十三日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。